

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第42号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第40条の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第2項を削る。

第42条第3項中「指定代理納付者にその歳入を納付させることを申し出る」を「法第231条の2の2の規定により指定納付受託者にその歳入等（同条に規定する歳入等をいう。）の納付を委託する」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。